

生活援助の訪問回数が多い利用者等のケアプランの検証について

平成30年度介護報酬改定において導入された生活援助の訪問回数が多い利用者のケアプランの検証の仕組みについて、実施の状況や効果を踏まえて、ケアマネジャーや市町村の事務負担にも配慮して、届出のあったケアプランの検証や届出頻度について、以下の見直しが行われます。

平成30年度介護報酬改定趣旨

- 生活援助中心型サービスは、必要以上のサービス提供を招きやすいという課題があるが、利用者において様々な事情を抱える場合もあり、利用者の自立支援にとって、より良いサービスとするため、ケアマネジャーの視点だけではなく、他職種協働による検証を行い、必要に応じて、ケアプランの内容の是正を促すものである。

概 要

- 介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置付ける場合に、当該居宅サービス計画を市町村に届出る。

具体的回数

- 要介護1：27回 要介護2：34回 要介護3：43回 要介護4：38回 要介護5：31回

○検証の仕方

地域ケア会議のみならず、行政職員やリハビリテーション専門職を派遣する形で行うサービス担当者会議等での対応を可能とする。 →→→**高齢者福祉課事業者指導係がサービス担当者会議に参加し、検証を行う。**

○届出頻度

検証したケアプランの次回の届出は1年後とする。